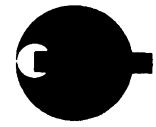


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

○(告 示) ○身体障害者関係医師の指定(障害福祉課)	一	○森林病害虫等防除法第三条第一項第四号の命令の内容となる事項の公表(森林保全課)	三
○救急病院の申出の撤回(医務課)	一	○道路の区域変更(道路維持課)	三
○救急病院の認定(医務課)	一	○道路の区域変更及び供用開始(道路維持課)	四
○管理美容師資格認定講習会の指定(生活衛生課)	二	○右同	四
○管理美容師資格認定講習会の指定(生活衛生課)	二	○右同	四
○平成十一年一月奈良県告示第五百号(天災による被害農林漁業者等に対する資金融通に関する暫定措置法第五条第一号の規定による特別被害地域の指定)の廃止(農業経営課)	二	○土地区画整理事業の施行認可(都市計画課)	五
○土地改良事業の施行同意(耕地課)	二	○道路の位置指定(建築課)	五
○土地改良事業の工事完了届(耕地課)	三	○基本測量の終了の通知(用地対策課)	五
		○開発行為に関する工事の完了(建築課)	五
		○特定調達契約に係る落札者等の公示(出納局総務課)	六

告 示

奈良県告示第一号
身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。
平成十九年四月三日
奈良県知事 柿本善也

中谷 吉宏	森安 博人	森啓	鍛利 幸	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
奈良県立五條病院	奈良県立五條病院	森医院	奈良社会保険病院	森啓	奈良社会保険病院	大和郡山市朝日町一番六二号	外科(小腸機能障害)	平成十九年三月二十二日
五條市野原西五丁目一番五九号	五條市野原西五丁目一番五九号	五條市野原西二二九四	五條市野原西二二九四	森安 博人	森医院	橿原市五条野町二二九四	内科(小腸機能障害)	平成十九年三月二十二日
五條市野原西五丁目一番五九号	五條市野原西五丁目一番五九号	五條市野原西二二九四	五條市野原西二二九四	森安 博人	森医院	橿原市五条野町二二九四	内科(小腸機能障害)	平成十九年三月二十二日

櫻井 伸也	奈良県立五條病院	五條市野原西五丁目一番五九号	内科(小腸機能障害)	平成十九年三月二十二日
近藤 雅彦	近藤クリニック真美ヶ丘腎センター	北葛城郡広陵町馬見北六一一八	泌尿器科(直腸機能障害)	平成十九年三月二十二日
小島 秀之	小島内科小児科	磯城郡田原本町三笠二七一八	内科(小腸機能障害)	平成十九年三月二十二日

奈良県告示第一号
次に掲げる病院から、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定による救急業務に関し協力を旨の申出が撤回された。
平成十九年四月三日
奈良県知事 柿本善也

名 称	所 在 地	申 出 撤 回 日
奈良県立医科大学附属病院	橿原市四条町八四〇番地	平成十九年三月三十一日

奈良県告示第三号
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定による

認定をした救急病院は、次のとおりである。

平成十九年四月三日

奈良県知事 柿本善也

名称	土庫病院	所在地	大和高田市日之出町二二三の三	認定が効力を有する期限	平成二十二年三月三十一日
名称	奈良県立医科大学附属病院	所在地	橿原市四条町八四〇番地	認定が効力を有する期限	平成二十二年三月三十一日

奈良県告示第四号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項に規定する講習会を次のとおり指定した。

平成十九年四月三日

奈良県知事 柿本善也

- 一 主催者の名称及び所在地
財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都港区虎ノ門一丁目二六番五号
- 二 会場の運営及び設置の窓口となる支部の名称及び所在地
財団法人理容師美容師試験研修センター奈良県支部
奈良市三条大宮町一番二号
- 三 講習日程及び講習科目

1 日程

第一日	平成十九年八月六日
第二日	平成十九年八月二十日

2 科目

第三日	平成十九年八月二十七日
-----	-------------

公衆衛生学	九時間
理容所の衛生管理	十八時間

四 講習会場

大和高田市幸町二番三号

財団法人奈良県広域地場産業振興センター

講習予定人員 二十人

講習料 一万四千元

奈良県告示第五号

美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二条の三第二項に規定する講習会を次のとおり指定した。

平成十九年四月三日

奈良県知事 柿本善也

- 一 主催者の名称及び所在地
財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都港区虎ノ門一丁目二六番五号
- 二 会場の運営及び設置の窓口となる支部の名称及び所在地
財団法人理容師美容師試験研修センター奈良県支部
奈良市三条大宮町一番二号
- 三 講習日程及び講習科目

1 日程

第一日	平成十九年八月六日
-----	-----------

2 科目

第二日	平成十九年八月二十日
第三日	平成十九年八月二十七日

公衆衛生学	九時間
美容所の衛生管理	十八時間

四 講習会場

大和高田市幸町二番三号

財団法人奈良県広域地場産業振興センター

講習予定人員 百三十人

講習料 一万四千元

奈良県告示第六号

平成十一年一月奈良県告示第五百号（天災による被害農林漁業者等に対する資金融通に関する暫定措置法第二条第五項第一号の規定による特別被害地域の指定）は、廃止する。

平成十九年四月三日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十九年三月二十七日次の表の上欄の者から協議のあった土地改良事業の施行を同意した。

平成十九年四月三日

奈良県知事 柿本善也

協 議 者	事 業 名	地 区 名
天理市長 南 佳策	水と農地活用促進事業（用排水路）	庵治地区
天理市長 南 佳策	水と農地活用促進事業（用排水路）	九条町九条地区
天理市長 南 佳策	水と農地活用促進事業（用排水路）	九条町横広地区
天理市長 南 佳策	水と農地活用促進事業（頭首工）	中之庄地区
天理市長 南 佳策	水と農地活用促進事業（農道整備）	小島地区
天理市長 南 佳策	水と農地活用促進事業（農道整備）	海知1地区
天理市長 南 佳策	水と農地活用促進事業（農道整備）	二階堂南菅田地区
天理市長 南 佳策	水と農地活用促進事業（機械揚水）	吉田地区
天理市長 南 佳策	水と農地活用促進事業（機械揚水）	和爾地区

奈良県告示第八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり明日香村宮土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。
平成十九年四月三日

奈良県知事 柿 本 善 也

届出者	事業名	事業同意年月日	地区名	事業年度	完了年月日
明日香村長 関 義清	中山間地域農 村活性化総合 整備事業	平成四年四月三 十日	高市地 区	平成三年度 から平成七 年度まで	平成十八年 十二月二十 日

奈良県告示第九号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第四号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。
平成十九年四月三日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 区域及び期間
 - 1 区域 吉野郡吉野町及び下市町の区域内に存する松林のうち次のとおりとする。
（「次のとおり」は省略し、その関係書類を奈良県農林部森林保課並びに吉野町役場及び下市町役場に備え置いて縦覧に供する。）
 - 2 期間 平成十九年五月二十日から同年六月三十日まで
- 二 森林病害虫等の種類
松くい虫
- 三 行つべき措置の内容
森林病害虫等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に航空機からの薬剤による防除を実施すること。
- 四 命令をしようとする理由

- 一の1に掲げる区域（以下「当該区域」という。）の松林に松くい虫の被害が発生しており、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、当該区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため
- 五 その他必要な事項

奈良県知事 柿 本 善 也

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行つた者又はその代理人は、当該措置を行つた後速やかに、三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する市町村長及び農林振興事務所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、3により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- 3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行つた後速やかに、三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する市町村長及び農林振興事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は当該申請者が三に掲げる措置を行つたかどうかを確認して、損失保証金の額を決定し、損失保証金を交付する。
- 4 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行つても十分でないとき、又は行つ見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行つことがある。
- 5 知事は、4の措置を行つた場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らの措置の全部又は一部を行つたとした場合、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

奈良県告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。
平成十九年四月三日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 道路の種類 一般県道

二 路線名 今木出口線
三 道路の区域

路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
2	吉野郡大淀町大字比曾一 〇二六番一先から	前	六・九 〇二六番一先から 一四・二	三六七・〇	
2	吉野郡大淀町大字比曾七 二六番一先まで	後	一〇・五 一〇・五 一九・六	三六七・〇	

奈良県告示第十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十九年四月三日

奈良県知事 柿本善也

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 橋本五條線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
3	三・七	後	三・七		

- 四 供用開始の区間
道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分
- 五 供用開始年月日
平成十九年四月三日

奈良県告示第十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十九年四月三日

奈良県知事 柿本善也

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 橋本五條線
- 三 道路の区域

5	五條市黒駒町三七四番一 先から	前	八・六	三九四・〇	
5	五條市黒駒町一〇二番六 先まで	後	六・五 二四・〇	三九四・〇	

路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
5	五條市大津町三〇五番二 先から	前	五・〇 一一・五	八一・八	

- 四 供用開始の区間
道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分
- 五 供用開始年月日
平成十九年四月三日

奈良県告示第十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十九年四月三日

奈良県知事 柿本善也

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 阪本五條線
- 三 道路の区域

5	五條市大津町六七番三先 まで	後	九・〇 二二・八	八一・八	
---	-------------------	---	-------------	------	--

路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
2	五條市火打町三〇八番一 先から	前	四・〇 一三・七	三六二・〇	
3	五條市火打町二七番一 先まで	後	八・〇 一九・八	三六二・〇	

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

平成十九年四月三日

奈良県告示第十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十九年四月三日

奈良県知事 柿本善也

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 高野辻堂線
- 三 道路の区域

路線番号	区間	区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
4	五條市大塔町清水四一〇番先から	前	五・七	一七五・〇	
3	五條市大塔町清水三〇九番先まで	後	八・五	一七五・〇	
7	五條市大塔町清水三〇九番先まで	後	一・〇	一七五・〇	

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

平成十九年四月三日

奈良県告示第十五号

農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)第八條第一項の規定により適用される土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第四條第一項の規定により、次のとおり天理市岩室農住土地区画整理事業の施行を認可した。

平成十九年四月三日

奈良県知事 柿本善也

- 一 土地区画整理事業の名称 天理市岩室農住土地区画整理事業
- 二 施行者の住所及び名称 住所 奈良市大森町五七番地の三 名称 天理市岩室農住組合

- 三 事業施行期間 平成十九年四月三日から平成二十二年三月三十一日まで
- 四 施行地区 天理市岩室町の一部
- 五 事務所の所在地 奈良市大森町五七番地の三
- 六 施行認可の年月日 平成十九年三月二十三日
- 七 事業年度 毎年度四月一日から翌年三月三十一日まで
- 八 公告の方法 事務所の掲示板に掲示する。

奈良県告示第十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十二條第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があった。

平成十九年四月三日

奈良県知事 柿本善也

- 一 指定の場所(平成十九年二月十九日現在の地番による。) 香芝市磯壁二丁目一〇九番地ノ三及び一〇一〇番地ノ三の各一部
- 二 申請者氏名 株式会社ビバーハウス 代表取締役 川野悠一
- 三 申請者住所 大阪府平野区喜連西四丁目七番一八号
- 四 道路の幅員 五・〇メートル
- 五 道路の延長 二一・七八メートル
- 六 指定年月日 平成十九年三月八日
- 七 指定番号 高士第一八二六号

公 告

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四條第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した(こと)について通知がありました。
平成十九年四月三日
奈良県知事 柿本善也

- 一 測量の目的 基本測量(基準点測量)
 - 二 測量の地域 奈良市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、生駒市、香芝市及び宇陀市の区域
 - 三 測量の終了年月日 平成十九年三月十六日
- ~~~~~
- 一 測量の目的 基本測量(基準点測量)
 - 二 測量の地域 磯城郡田原本町の区域
 - 三 測量の終了年月日 平成十九年三月十六日

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六條第三項の規定により、開発行為に關する工事が完了した(こと)を次のとおり公告します。
なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。
平成十九年四月三日

<p>一 許可番号 平成十七年四月十二日第七四一八七号 平成十七年九月九日第七四一八七二号 平成十八年四月二十七日第七四一八七二二号 平成十九年三月十三日第七四一八七二三号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年三月二十六日第六六六号 公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年三月二十六日第四一七八号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 生駒市辻町七四六番地ノ六及び七四六番地ノ二二</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 兵庫県高砂市荒井町千鳥二丁目六番二〇号 レイデックス不動産株式会社 代表取締役 藤原正博 奈良市宝来一丁目八番二号 宝来ビルB一階 株式会社アパニテイクリート 代表取締役 橋口奈々子 奈良市宝来一丁目八番二号</p> <p>五 宝来住宅開発株式会社 代表取締役 橋口洋基</p> <p>五 公共施設の種別、位置及び区域 道路 生駒市辻町七四六番地ノ二二 下水道 生駒市辻町七四六番地ノ二二の一部</p> <p>~~~~~</p> <p>一 許可番号 平成十八年三月二十九日第七六一三三三号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年三月二十七日第六六五八号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 大和郡山市矢田町五三三六番地ノ三</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大和郡山市矢田町五四六二番地</p>	<p>奈良県知事 柿本善也</p>	<p>岡本貴至</p> <p>~~~~~</p> <p>一 許可番号 平成十八年十二月二十六日第七八一四三三三号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年三月二十九日第六六七七号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 香芝市鎌田三五二番地の一部</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大阪市東住吉区住道矢田六丁目九番二九号 株式会社三久工業 代表取締役 樫井功一</p> <p>~~~~~</p> <p>物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。 平成19年4月3日</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p> <p>1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量 要介護高齢者用及びおたきり身体障害者用紙おむつの購入 予定数量 約1,311,000枚</p> <p>2 契約に関する事務を担当する課課等の名称及び所在地 奈良県出納局総務課 奈良市登大路町30番地</p> <p>3 落札者を決定した日 平成18年3月19日</p> <p>4 落札者の氏名及び住所 株式会社ニック 大阪府豊中市名神口3丁目7番14号</p> <p>5 落札金額 17,222円(1枚単価)</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札による。</p> <p>7 競争入札の公告を行った日 平成19年1月26日</p>	<p>奈良県知事 柿本善也</p>	<p>発行 奈良県 奈良市登大路町三〇 電話 〇七四二一三三一一〇(代)</p>	<p>印刷 株式会社 春日 奈良市三条栄町九一八 電話 〇七四二三五七七三(代)</p>
---	-------------------	---	-------------------	--	--

【定価】一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共計送料別)

本誌は再生紙を使用しています。